

男女が支え合い、いきいきと暮らせるまち

津を目指して

津市男女共同参画都市宣言 津市男女共同参画推進条例



津市では、平成 19 年 3 月に「男女共同参画都市」宣言を行い、「津市男女共同参画推進条例」を制定しました。

津市は、都市宣言及び推進条例の理念に基づき、男女が支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指しています。

男女共同参画都市宣言

私たち津市民は、男女がともに、豊かな自然と文化を育み、男女共同参画が推進される魅力あるまち「津」を築くため、次の基本理念に立ち、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 男女がともに、それぞれの性と人格を尊重しあい、互いを思いやるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人ひとりの個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人の人間として自立し、生き生きと暮らせるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「津」をめざします。

平成 19 年 3 月 29 日

津 市

男女共同参画推進条例の概要

前文では、社会のあらゆる分野において、住民と事業者のみなさん、市のすべてが、積極的に男女共同参画の推進に取り組むことにより、男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方の選択ができるまち津を築き、男女共同参画社会を実現しようという強い決意を明記しています。

男女共同参画社会実現のための

4つの基本理念

1

男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。



2

男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。



3

社会における制度または慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

4

男女が社会の対等な構成員として、本市における政策または事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。



私たちが目指すべき姿

職場では

- ◆個人の意欲、能力、個性等が適切に評価され、性別を理由とする差別のない職場環境であること。
- ◆仕事と家庭その他の活動とを両立させることができる職場環境であること。
- ◆男女の身体的・精神的諸問題に対応でき、適切な健康管理が行われる職場環境であること。
- ◆セクシュアル・ハラスメントのない安心して仕事をするができる職場環境であることなど。

地域では

- ◆それぞれの行動や考え方が尊重され、男女がともに意思決定の場に参画することができる地域であること。
- ◆男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、その企画や実践にかかわれる地域であること。
- ◆女性の積極的な参画により、その多様なリーダーシップが発揮できる地域であることなど。

学校では

- ◆性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つ学校であることなど。

家庭では

- ◆性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、男女が協力し合い、それぞれの個性を尊重し、「その人らしさ」が大切にされる家庭であることなど。

条例のキーワード

◆セクシュアル・ハラスメント

性的な言動に対する相手方の対応によって、相手方に不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活環境を害すること。

◆ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や親密な関係にある者に対して、身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為。

◆積極的改善措置

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

◆事業者

津市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体で、企業、農林水産業や商工業等の自営業者、各種団体など。



性別による権利侵害の禁止

職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野で、次の行為を行ってはいけません。

- ◆性別を理由とする差別的な取扱い
- ◆性別による権利侵害行為（セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど）

4つの基本理念

目指すべき姿

男女共同参画社会実現に向けての取り組み

住民の役割

職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野で、男女共同参画を積極的に推進します。

事業者の役割

職場、事業活動において、男女共同参画を積極的に推進します。

市の役割

地域の特性を踏まえ、男女共同参画の視点に立って、あらゆる施策を総合的に策定し、実施します。

協力・連携して、男女共同参画を推進します

男女が支え合い、いきいきと暮らせるまち 津



市の主な取り組み

- ◆ 男女共同参画基本計画の策定
- ◆ 推進に必要な情報収集と調査・研究
- ◆ 情報提供と啓発活動
- ◆ 相談への対応
- ◆ 施策の実施状況の公表
- ◆ 市役所内の推進体制の整備・充実

津市市民部男女共同参画室

〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

TEL 059-229-3103

FAX 059-229-3366

E-mail 229-3103@city.tsu.lg.jp